

山電協だより

山形電気工事協同組合

TEL 023-633-0161

FAX 023-633-0645

10月号 第261号

平成23年10月発行

HP URL: <http://www.y-koso.or.jp>

E-mail: y-koso@y-koso.or.jp

1. 平成23年度「女性セミナー」開催のご案内

毎年恒例となっております「女性セミナー」を下記の通り開催致します。
参加される方は別紙申込書をご記入頂き、組合までFAXでお送り下さい。
多数のご参加をお待ちしております。

日時：平成23年11月11日(金)8:00～12日(土)17:00頃

行き先：庄内地方

参加費：15,000円程度(当日徴収致します)

申込締切：10月28日(金)まで(25名程度募集)

2. 「高圧・特別高圧電気取扱者安全衛生特別教育講習会」のご案内

労働安全衛生法では、危険又は有害な業務に就かせようとする時には、安全又は衛生のための特別教育を実施しなければならない、と定めておりますが、この度、東北電気保安協会主催により各社が計画される安全教育の支援の為に、労働安全衛生法に沿った講習会が下記の通り開催されます。

参加される方は別紙申込書を直接、東北電気保安協会までFAXでお申込み下さい。

日時：平成23年11月21日(月)～22日(火)9:00～17:00

会場：東北電気保安協会総合技術センター 山形市松栄1-3-26

受講料：13,000円(請求書が別途郵送されます)

3. 労働保険適正加入促進事業に係る事業主説明会について

労働保険にご加入の事業主を対象にした説明会が下記の通り開催されます。
尚、当事務組合に委託されている事業主以外の方も参加頂けますので、別紙案内書をご参照の上、参加される方は申込書を組合までFAXでお送り下さい。

日時：平成23年11月2日(水) 13:30～15:30

場所：山形県高度技術研究開発センター

内容： 継続給付及び失業給付の受給資格について
トラブルに巻き込まれないための労務管理
(解雇、残業、労働時間管理など)

締切：平成23年10月24日(月)

4 . 業務改善助成金のご案内について (山形労働局)

業務改善助成金制度とは、最低賃金引上げにより大きな影響を受ける中小企業の事業主を支援する目的で平成23年に設けられた制度で、山形県内に事業場を置く中小企業事業主が、事業場内の賃金額が時間給800円未満の労働者の賃金を4年以内に、計画的に800円以上に上げる賃金改善計画に基づいて、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等の業務改善に要した経費の2分の1を助成するものです。(上限100万円、下限5万円)

別紙に申請事例が掲載されておりますのでこちらをご参照頂き、更にご相談等がありましたら、山形労働局までお問合せ頂けます様お願い致します。

山形労働局労働基準部賃金室

山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階

TEL : 023-624-8224、 FAX : 023-624-8345

5 . 労働保険委託事業主の皆様へのお知らせ

下記の通り労働保険の納入月等をお知らせ致しますので、ご留意頂けます様お願い致します。

一人親方保険料 納入時期(2期分)

現金納入 : 平成23年10月24日(月)まで

労働保険2期分 口座振替

口座振替日 : 平成23年10月31日(月)

6 . 電力需給用計器 誤結線防止について

計器二次側にマグネットスイッチ(MS)が接続されているという事例が発生致しました(別紙参照)。工事の際に本事例を共有化し、再発防止に努めて頂けます様お願い致します。

組合員の動向

新規加入

上山ブロック

ベスト電気(有) 代表者 : 多田 諭

上市市新町1-11-20

TEL : 023-672-0637、 FAX : 023-679-5332

組合脱退

河北・西川ブロック

トシ電工 : 太田 年春

第一種電気工事士 定期講習のご案内

・平成23年度の開催予定（山形県）

| 講習日 | 会場 | 開催担当 |
|---------------|-----------|-------------|
| 平成24年1月18日（水） | 山形ビッグウイング | 山形県電気工事工業組合 |

- 1 受講対象者の方には、該当となる講習月（前回受講日から5年後）の約4ヶ月前に東京の講習センターからご自宅宛てに受講申込書が郵送されます。
- 2 山形県外の会場でも受講は可能です。（他県の日程・会場などは組合へ問合わせて頂くか、[nite：製品評価技術基盤機構のホームページ](#)を御覧ください）

ご依頼

「住所、代表者名、電話・FAX番号」などを変更した場合は
関係機関へ届出提出の必要がありますので、
必ず組合までご連絡頂けます様お願い致します。

尚、**5年毎の建設業許可の更新**、又は**新たに建設業の許可を取得した場合**などは県建設部だけでなく、村山総合支庁総務課防災安全室へも届出提出の必要がありますので、組合までご連絡頂けます様お願い致します（申請書をお渡し致します）。
届出を出しているか、県の立入り検査でチェックされます。